

平成30年4月9日

中学生保護者 様

海南市教育委員会
海南市中学校長会

運動部活動における適切な休養日等の設定について

平素より本市中学校教育の推進に、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、中学校における運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するものとして、これまでも実施してまいりました。

こうした中、平成29年1月に和歌山県教育委員会から「和歌山県中学校運動部活動指針」が出され、「中学生期の発達段階に応じた望ましい指導の在り方」として「1週間の内、1日は休養日を設ける」ことなどが示され、また、本年3月にはスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出され、「適切な休養日等の設定」として「学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする）」ことが示されました。

土曜日及び日曜日の扱いにつきましては、平成29年度から1日以上を休養日とし、大会参加等により土曜日及び日曜日に部活動を行った場合は、次週に振替休養日を設定してきたところですが、これに加え、平成30年度以降の部活動について、国のガイドラインに「平日は少なくとも1日」として示された休養日を、本市立中学校では原則として水曜日とし、部活動を実施しない日とすることといたしました。

なお、体育館の使用状況や天候の状況等によっては、水曜日を別の日に振り替えることも含みながら休養日等の設定を図り、適切な運営のための体制整備と効率的・効果的な活動を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、文化部の活動についても、運動部活動と同様に取り扱うことといたします。